

# 令和3年度計量法特定計量器の試買調査

○指定製造事業者

【抵抗体温計・アネロイド型血圧計】

○家庭用特定計量器

【一般用体重計・調理用はかり】

報告書

令和5年3月

経済産業省 計量行政室

## 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1. 調査の目的 .....                | 1  |
| 2. 調査内容 .....                 | 1  |
| 【別添資料】不適合の疑いが確認された型式の詳細 ..... | 13 |
| 【参考】適用した技術基準及び試験・検査方法 .....   | 37 |

## 1. 調査の目的

計量法(平成4年法律第51号)では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造及び器差に係る基準を定める必要があるものとして特定計量器を定めている。取引等に使用される特定計量器には、都道府県による検定に合格したことを証する公印(検定証印)<sup>1</sup>が表示されている必要があるが、優れた品質管理能力を有する製造事業者は、経済産業大臣からの指定を受け、指定製造事業者となることによって、自社で技術基準への適合性を確認し、基準適合証印<sup>1</sup>を表示することができる。

また、一般消費者の生活の用に供される体重計、調理用はかりなどの家庭用特定計量器は、製造事業者又は輸入事業者が自ら技術基準への適合性を確認し、いわゆる丸正マーク<sup>2</sup>を表示して販売しなければならない。

本事業では、これら事業者自らの責任で適合性確認を行っている特定計量器について、国内市場で流通している特定計量器(国内で製造販売されている製品又は海外で製造され、輸入販売されている製品)を無作為に購入し、検査を行うことによって、基準適合状況の実態を確認するとともに、不適合の疑いが確認された製品については、計量行政室からその内容について、製造事業者、輸入事業者等に対して説明し、これら事業者において適切な是正措置等を行うよう指導を行っている。

結果の公表は、情報を広く公開することによって、類似の不適合の疑いがある製品の流通防止を図るなど、事業者における自主的な適正計量の確保に係る活動を促進するために行うものである。

## 2. 調査内容

### (1) 調査対象計量器及び型式の選定、購入

特定計量器のうち指定製造事業者が製造した「抵抗体温計」及び「アネロイド型血圧計」、家庭用特定計量器のうち「一般用体重計」及び「調理用はかり」(いずれも電気式のデジタル表示のものに限る。)について表1のとおり選定する。

表1 調査対象計量器

| 計量器       | 対象事業者          | 型式数   |
|-----------|----------------|-------|
| 特定計量器     |                |       |
| 抵抗体温計     | 国内外指定製造事業者     | 10 型式 |
| アネロイド型血圧計 | 国内外指定製造事業者     | 10 型式 |
| 家庭用特定計量器  |                |       |
| 一般用体重計    | 国内製造事業者又は輸入事業者 | 15 型式 |
| 調理用はかり    | 国内製造事業者又は輸入事業者 | 15 型式 |

型式の選定、購入にあたっては、以下の点を配慮した。

購入した製品の一覧表を表2～4に示す。

<sup>1</sup> 基準適合証印



<sup>2</sup> 家庭用特定計量器基準適合表示 (いわゆる丸正マーク)



（全計量器共通事項）

- ・小売店、インターネット、電話注文によって購入するが、電話注文は、小売店又はインターネットで購入できない場合とする。
- ・調査の精度を高めるために 1 型式あたり 3 台購入し、3 台は異なる販売店から購入することを原則とする。

（抵抗体温計）

- ・全指定製造事業者を対象とし、国内市場で一般的に流通している型式から購入する。
- ・一般用、婦人用、実測式及び予測式の分類を踏まえ、幅広く選定する。

（アネロイド型血圧計）

- ・全指定製造事業者を対象とし、国内市場で一般的に流通している型式から購入する。
- ・上腕式、手首式の分類を踏まえ、幅広く選定する。

（家庭用特定計量器）

- ・ひょう量及び目量の分類を踏まえ、幅広く選定する。
- ・特定の製造事業者又は輸入事業者に偏らないように配慮して製品を選定する。ただし、選定時点で製造事業者又は輸入事業者が確認できないなどの場合、結果的に同一事業者から複数の型式を購入するケースがあり得る。
- ・過去に試買調査を行っていない事業者又は型式を優先して選定する。
- ・過去の試買調査の結果、不適合の疑いのあった型式を購入する場合、事業者による是正・改善が行われた後の型式を原則として購入する。ただし、購入時に製造年を識別することは困難であるため、事業者による改善前の製品を購入するケースがあり得る。

表 2 抵抗体温計購入一覧

| No  | モデル名<br>(型番)    | 型式承認番号     | 温度範囲                    | 目量        | 普通用・<br>婦人用の別 | 実測式・<br>予測式の別 | 指定製造事業者<br>名／指定番号／<br>生産国                                       |
|-----|-----------------|------------|-------------------------|-----------|---------------|---------------|-----------------------------------------------------------------|
| A1  | MC-6830L        | H193<br>号  | 32.00 ℃<br>～<br>42.00 ℃ | 0.01<br>℃ | 婦人用           | 予測式           | 欧姆龍(大連)有<br>限公司 第二工場<br>／08CN05／中<br>国                          |
| A2  | MC-6800B        | H192<br>号  | 32.0 ℃<br>～<br>42.0 ℃   | 0.1 ℃     | 普通用           | 予測式           | 欧姆龍(大連)有<br>限公司 第二工場<br>／08CN05／中<br>国                          |
| A3  | ET-C207P        | H1016<br>号 | 32.0 ℃<br>～<br>42.0 ℃   | 0.1 ℃     | 普通用           | 予測式           | 泰尔茂医療産品<br>(杭州)有限公司<br>／ 08CN08／中<br>国                          |
| A4  | CTEB718<br>V    | H194<br>号  | 32.0 ℃<br>～<br>42.0 ℃   | 0.1 ℃     | 普通用           | 予測式           | 西鉄城精電科技<br>(江門)有限公司<br>／ 08CN09／中<br>国                          |
| A5  | CTEB720<br>VA   | H194<br>号  | 32.0 ℃<br>～<br>42.0 ℃   | 0.1 ℃     | 普通用           | 予測式           | 西鉄城精電科技<br>(江門)有限公司<br>／08CN09／中<br>国                           |
| A6  | MT219-<br>BWC2W | H108<br>号  | 32.0 ℃<br>～<br>42.9 ℃   | 0.1 ℃     | 普通用           | 実測式           | 東莞東冠電子製<br>品有限公司(オー<br>ム電機)／<br>08CN07／中国                       |
| A7  | ET-<br>P265WZ   | H124<br>号  | 32.0 ℃<br>～<br>42.0 ℃   | 0.1 ℃     | 普通用           | 予測式           | 西鉄城精電科技<br>(江門)有限公司<br>／08CN09／中<br>国                           |
| A8  | TH-700          | H152<br>号  | 32.0 ℃<br>～<br>42.9 ℃   | 0.1 ℃     | 普通用           | 予測式           | 東莞東冠電子製<br>品有限公司(ドリ<br>テック)／08CN07<br>／中国                       |
| A9  | BT-471          | H173<br>号  | 32.0 ℃<br>～<br>42.0 ℃   | 0.1 ℃     | 普通用           | 予測式           | Onbo<br>electronic(Shenz<br>hen)Co.,Ltd(タニ<br>タ)／ 08CN06<br>／中国 |
| A10 | MT550           | H181<br>号  | 32.0 ℃<br>～<br>42.0 ℃   | 0.1 ℃     | 普通用           | 予測式           | Onbo<br>electronic(Shenz<br>hen)Co.,Ltd(ア<br>ズワン)／<br>08CN06／中国 |

表 2 アネロイド型血圧計購入一覧

| No  | モデル名<br>(型番)      | 型式承認<br>番号 | 計測範囲<br>(mmHg) | 目量<br>(mmHg) | 形状  | 指定製造事業者名／(販売<br>事業者)／指定番号／生産<br>国                                              |
|-----|-------------------|------------|----------------|--------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------|
| B1  | HCR-7201          | Q1926 号    | 0-299<br>mmHg  | 1 mmHg       | 上腕式 | 欧姆龍(大連)有限公司／<br>(オムロンヘルスケア)／<br>28CN02／中国                                      |
| B2  | UA-651BLE<br>Plus | Q144 号     | 0-299<br>mmHg  | 1 mmHg       | 上腕式 | 爱安德電子(深圳)有限公<br>司／(エー・アンド・デイ)／<br>28CN15／中国                                    |
| B3  | UB-525MR          | Q177 号     | 0-299<br>mmHg  | 1 mmHg       | 手首式 | 爱安德電子(深圳)有限公<br>司／(エー・アンド・デイ)／<br>28CN15／中国                                    |
| B4  | CHWH803           | Q1922 号    | 0-280<br>mmHg  | 1 mmHg       | 手首式 | 西鉄城精電科技(江門)有<br>限公司／(シチズンシステ<br>ムズ)／28CN10／中国                                  |
| B5  | EW-BU17           | Q2013 号    | 0-280<br>mmHg  | 1 mmHg       | 上腕式 | Panasonic<br>Manufacturing(Beijing)C<br>o.,Ltd／(パナソニック)／<br>28CN04／中国          |
| B6  | EW-BW15           | Q129 号     | 0-280<br>mmHg  | 1 mmHg       | 手首式 | Panasonic<br>Manufacturing(Beijing)C<br>o.,Ltd／(パナソニック)／<br>28CN04／中国          |
| B7  | HCM-ASO1          | Q1928 号    | 0-299<br>mmHg  | 1 mmHg       | 上腕式 | Guangdong Transtek<br>Medical Electronics<br>Co.,LTD／(エレコムヘルス<br>ケア)／28CN16／中国 |
| B8  | HCM-<br>WS01BTWH  | Q1930 号    | 0-299<br>mmHg  | 1 mmHg       | 手首式 | Guangdong Transtek<br>Medical Electronics<br>Co.,LTD／(エレコムヘルス<br>ケア)／28CN16／中国 |
| B9  | ES-W1200ZZ        | Q1911 号    | 3-300<br>mmHg  | 1 mmHg       | 上腕式 | 蘇州尼世精密儀器有限公<br>司／(日本精密測器)／<br>28CN11／中国                                        |
| B10 | BP-224L           | Q159 号     | 0-300<br>mmHg  | 1 mmHg       | 上腕式 | 豪展医療科技(吳江)有限<br>公司／(タニタ秋田)／<br>28CN14／中国                                       |

表 3 一般用体重計購入一覧

| 製品分類 | 製造事業者名<br>または輸入事業者名<br>(販売事業者) | モデル名<br>(型式番号) | ひょう量   | 目量                                     | 測定範囲<br>の<br>下限値 |
|------|--------------------------------|----------------|--------|----------------------------------------|------------------|
| C1   | タニタ秋田<br>(タニタ)                 | RD-504         | 150 kg | 50 g(0～100 kg)<br>100 g(100～150 kg)    | 0 kg             |
| C2   | シチズン・システムズ                     | HMS323         | 135 kg | 100 g(5～100 kg)<br>200 g(100～135 kg)   | 5 kg             |
| C3   | オムロンヘルスケア                      | HBF-702T       | 135 kg | 100 g(3～100 kg)<br>200 g(100～135 kg)   | 3 kg             |
| C4   | エレコム                           | HCS-FSG01      | 150 kg | 50 g(2.5～100 kg)<br>100 g(100～150kg)   | 2.5 kg           |
| C5   | エー・アンド・デイ                      | UC-421BLE      | 150 kg | 50 g(10～100 kg)<br>100 g(100～150 kg)   | 10 kg            |
| C6   | ドリテック                          | AT-WS21        | 150 kg | 0.1 kg                                 | 5 kg             |
| C7   | 龍祥コミュニケーション                    | XMTZC05HM      | 150 kg | 100 g(0.1～50 kg)<br>200 g(50～150 kg)   | 0.1 kg           |
| C8   | オーム電機                          | HBK-T102       | 150 kg | 0.1 kg(3～100 kg)<br>0.2 kg(100～150 kg) | 3 kg             |
| C9   | SB C&S                         | WBS06          | 150 kg | 200 g                                  | 5 kg             |
| C10  | アイオーフィット                       | AG-BCM01-MB    | 150 kg | 0.2 kg                                 | 3 kg             |
| C11  | ビーラボ                           | PNS            | 150 kg | 0.1 kg                                 | 5 kg             |
| C12  | 美貴本                            | FB202          | 181 kg | 200 g                                  | 4.5 kg           |
| C13  | インボディ・ジャパン                     | InBody H20N    | 150 kg | 100 g                                  | 5 kg             |
| C14  | RENPHO                         | ES-26P3        | 180 kg | 0.1 kg                                 | 0 kg             |
| C15  | frapport                       | IFS-A01(A02)   | 150 kg | 100 g(0.2～150 kg)                      | 0.2 kg           |

※事業社名の法人格は省略している。  
 ※仕様は製品・個装箱・取扱説明書の表示を基に記載している。

表 4 調理用はかり購入一覧

| 製品分類 | 製造事業者名<br>または輸入事業者名<br>(販売事業者名) | モデル名<br>(型式番号) | ひょう量   | 目量                                                              | 測定範囲の<br>下限値 |
|------|---------------------------------|----------------|--------|-----------------------------------------------------------------|--------------|
| D1   | パール金属                           | D-6466         | 2000g  | 1 g                                                             | 0 g          |
| D2   | エレコム                            | HCS-KS01       | 2000 g | 0.1 g(0.3 g～200 g)<br>1 g(200 g～2000 g)                         | 0.3 g        |
| D3   | カスタム                            | MS-3000        | 3000 g | 0.1 g(0.5g～500g)<br>0.5 g(500.5 g～1000 g)<br>1 g(1001 g～3000 g) | 0.5 g        |
| D4   | 武田コーポレーション                      | EC-201         | 3000 g | 1 g(3 g～750 g)<br>2 g(750 g～3000 g)                             | 3 g          |
| D5   | エイチアイエム                         | L-3000         | 3 kg   | 0.1 g                                                           | 0.5 g        |
| D6   | ソリスジャパン                         | SK1030         | 650 g  | 0.1 g                                                           | 0.1 g        |
| D7   | ネクストグロー                         | WH-B17         | 3 kg   | 1 g                                                             | 1 g          |
| D8   | タニタ                             | KJ-P11         | 1 kg   | 0.5 g                                                           | 0 g          |
| D9   | ドリテック                           | KS-717         | 2000 g | 0.1g(0.3g～300g)<br>0.5 g(300 g～1000 g)<br>1 g(1000 g～2000 g)    | 0.3 g        |
| D10  | エー・アンド・デイ                       | UH-3303        | 2000 g | 1 g                                                             | 2 g          |
| D11  | オーム電機                           | COK-S100       | 1000 g | 1 g                                                             | 2 g          |
| D12  | アトラス                            | ADS-2100       | 2000 g | 1 g                                                             | 1 g          |
| D13  | タニタ<br>(ニトリ)                    | KJ-NT01        | 2 kg   | 1 g                                                             | 0 g          |
| D14  | クレセル<br>(インテック)                 | GRS301J        | 3000 g | 1 g                                                             | 0 g          |
| D15  | タマハシ                            | MC-427         | 2000 g | 1 g                                                             | 0 g          |

※事業社名の法人格は省略している。

※仕様は製品・個装箱・取扱説明書の表示を基に記載している。



## (2) 調査方法及び適合性確認

### ① 調査方法

上記(1)で選定、購入した製品について、技術基準のうち、性能及び表示への適合状況を確認した。

製品の選定・購入、表示の適合状況の確認及び調査結果のとりまとめは、この事業の委託先である株式会社矢野経済研究所が行い、性能の適合状況等の試験・検査の実施及び確認は、アネロイド型血圧計は国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センターで実施し、抵抗体温計、一般体重計及び調理用はかりは一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センターで実施した。

### ② 調査実施期間

令和3年6月～令和4年2月末日

### ③ 適合性確認の方法及び基準

性能検査及びその基準は、各計量器の技術基準である関係省令等(省令に引用されている該当JISの規定を含む。)のうち次の事項について適合性を確認した。適合性の判断基準及びその試験・検査方法を【参考1】に示す。

## 【アネロイド型血圧計・抵抗体温計】

### ① 性能基準

・技術基準である特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号。以下「検則」という。)の検定の合否判定基準である検定公差 及び個々に定める性能の検定公差等への適合状況。この検査に適合しない場合は、使用中検査の合否判定基準である使用公差等への適合状況。

### ② 表示基準

・技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第77号)の基準適合証印等に係る表示規定への適合状況。届出製造事業者にあつては検定証印。  
・検則の特定計量器に係る表示規定への適合状況。

## 【一般用体重計・調理用はかり】

### ① 性能基準

・技術基準である計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。)の器差への適合状況。  
・零復帰機能を有するはかりは、施行規則の零復帰度への適合状況。

### ② 表示基準

・技術基準である施行規則の丸正マーク等の表示の方法への適合状況。  
・施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書への表示への適合状況。

## 3. 調査結果の概要

### (1) 指定製造事業者(届出製造事業者)

#### ① 試買調査結果

#### 【抵抗体温計】

10 型式(30 台)を購入したが、調査対象の全 30 台が表記事項及び性能検査について全台数が適合していた。調査結果概要を表 5 に示す。

表 5 抵抗体温計調査結果概要

| 特定計量器 | 調査型式数        | 性能基準不適合の疑いがある型式数 |             | 表示基準不適合の疑いがある型式数 |
|-------|--------------|------------------|-------------|------------------|
|       |              | 検定合否判定基準         | 使用中検査合否判定基準 |                  |
| 抵抗体温計 | 10<br>(30 台) | 0<br>(0 台)       | 0<br>(0 台)  | 0<br>(0 台)       |

### 【アネロイド型血圧計】

10 型式(30 台)を購入したが、調査対象の全 30 台が表記事項及び性能検査について全台数が適合していた。調査結果概要を表 6 に示す。

表 6 アネロイド型血圧計調査結果概要

| 特定計量器     | 調査型式数        | 性能基準不適合の疑いがある型式数 |             | 表示基準不適合の疑いがある型式数 |
|-----------|--------------|------------------|-------------|------------------|
|           |              | 検定合否判定基準         | 使用中検査合否判定基準 |                  |
| アネロイド型血圧計 | 10<br>(30 台) | 0<br>(0 台)       | 0<br>(0 台)  | 0<br>(0 台)       |

### ②前回(R1 年度)の調査結果との比較

抵抗体温計における前回の調査結果との比較を表 7 に示す。

表 7 抵抗体温計における過去の調査結果との比較

| 調査年度 | 型式数          | 性能基準不適合の疑い |            |                    | 表示基準不適合の<br>疑いのある型式数 |
|------|--------------|------------|------------|--------------------|----------------------|
|      |              | 検定合否判定基準   |            | 使用中検査合否<br>判定基準型式数 |                      |
|      |              | 型式数        | 割合         |                    |                      |
| R1   | 10<br>(30 台) | 0<br>(0 台) | 0%<br>(0%) | 0<br>(0 台)         | 0<br>(0 台)           |
| R3   | 10<br>(30 台) | 0<br>(0 台) | 0%<br>(0%) | 0<br>(0 台)         | 0<br>(0 台)           |

(性能)

今回及び前回のいずれの調査においても、性能基準について全型式が適合していた。

(表示)

今回及び前回の調査においても、表示基準について全型式において適合していた。

アネロイド型血圧計における前回の調査結果との比較を表 8 に示す。

表 8 アネロイド型血圧計における過去の調査結果との比較

| 調査年度 | 型式数          | 性能基準不適合の疑い |            |                    | 表示基準不適合の<br>疑いのある型式数 |
|------|--------------|------------|------------|--------------------|----------------------|
|      |              | 検定合否判定基準   |            | 使用中検査合否<br>判定基準型式数 |                      |
|      |              | 型式数        | 割合         |                    |                      |
| R1   | 10<br>(30 台) | 0<br>(0 台) | 0%<br>(0%) | 0<br>(0 台)         | 0<br>(0 台)           |
| R3   | 10<br>(30 台) | 0<br>(0 台) | 0%<br>(0%) | 0<br>(0 台)         | 0<br>(0 台)           |

(性能)

今回及び前回のいずれの調査においても、性能基準について全型式が適合していた。

(表示)

今回及び前回の調査においても、表示基準について全型式において適合していた。

## (2) 家庭用特定計量器

### ① 試買調査結果

施行規則で定める技術上の基準である日本工業規格 B 7613 家庭用はかり・一般用体重計、乳幼児用体重計及び調理用はかり(以下、「JIS B 7613」)規定する表示の全項目及び施行規則第 22 条の表示(丸正マーク)の有無及び適合状況を調査した。

なお、JIS B 7613 は、2008 年版と 2015 年版があり、2016 年 1 月 1 日以降は 2015 年版に適合した計量器を市場に流通することになるため、主に 2015 年版に適合しているかを確認した。なお、2016 年 1 月より前に製造された流通在庫品の場合は 2008 年版に適合しているか確認した。

一般体重計及び調理用はかりの調査結果概要を表 9 に示す。

#### (一般体重計)

- ・15 型式中、性能基準は 3 型式(全 45 台中 4 台)、表示基準は 12 型式(全 45 台中 36 台)で、不適合の疑いが確認された。
- ・性能基準のうち零復帰機能の試験については、すべての体重計で表示固定機能付き又は、ゼロ復帰しない計量器ため、検査を省略した。
- ・表示基準の適合性は、製品の表示は 10 型式、個装箱の表示は 11 型式、取扱説明書の表示は 11 型式で不適合の疑いが有り、計量単位が表示されないものや製品本体に丸正マークが付されていないものがあった。

#### (調理用はかり)

- ・15 型式中、性能基準は 1 型式(全 45 台中 1 台)、表示基準は 11 型式(全 45 台中 33 台)で、不適合の疑いが確認された。
- ・性能基準のうち零復帰機能は全型式で適合していた。
- ・表示基準の適合性は、製品の表示は 8 型式、個装箱の表示は 10 型式、取扱説明書の表示は 9 型式で不適合の疑いが有り、非法定計量単位が表示されるものや製品本体に丸正マークが付されていないものがあった。

表 9 家庭用特定計量器調査結果概要

| 家庭用特定計量器 | 調査型式数        | 性能基準不適合の<br>疑いのある型式数 | 表示基準不適合の<br>疑いのある型式数 |
|----------|--------------|----------------------|----------------------|
| 一般用体重計   | 15<br>(45 台) | 3<br>(4 台)           | 12<br>(36 台)         |
| 調理用はかり   | 15<br>(45 台) | 1<br>(1 台)           | 11<br>(33 台)         |

不適合の疑いがあるとされた製品の一覧表を表 10 及び表 11 に示す。計量行政室からこれらの輸入事業者、製造事業者等に対して、調査結果について説明を行い、不適合の疑いのある事項及び不適合の疑いには該当しなかったものの改善した方が望ましい事項について指導を行った。指導を行った事業者からは不適合事項が疑われた事項の原因の調査、その調査結果に基づく検査方法及び検査体制等の是正に関する報告及び改善した方が望ましい事項の改善に関する報告の提出を受けた。

【別添資料】不適合の疑いが確認された型式の詳細に調査概要を記載する。

※不適合事項が疑われたが、原因調査の結果、不適合ではなかった製品は、表 10、表 11、及び【別添資料】から除外した。

表 10 一般用体重計不適合の疑いのある製品一覧

| No  | モデル名(型番)     | ひょう量   | 目量                                    | 不適合の疑いのある項目 <sup>注)</sup> |
|-----|--------------|--------|---------------------------------------|---------------------------|
| C2  | HMS323       | 135 kg | 100 g(5～100 kg)<br>200 g(100～135 kg)  | 表示                        |
| C4  | HCS-FSG01    | 150 kg | 50 g(2.5～100 kg)<br>100 g(100～150 kg) | 表示                        |
| C5  | UC-421BLE    | 150 kg | 50 g(10～100 kg)<br>100 g(100～150 kg)  | 表示                        |
| C7  | XMTZC05HM    | 150 kg | 100 g(0.1～50 kg)<br>200 g(50～150 kg)  | 器差(1 台)<br>表示             |
| C8  | HBK-T102     | 150 kg | 0.1 kg(3～100 kg)<br>0.2kg(100～150 kg) | 器差(1 台)<br>表示             |
| C9  | WBS06        | 150 kg | 200 g                                 | 表示                        |
| C10 | AG-BCM01-MB  | 150 kg | 0.2 kg                                | 表示                        |
| C11 | PNS          | 150 kg | 0.1 kg                                | 表示                        |
| C12 | FB202        | 181 kg | 200 g                                 | 表示                        |
| C13 | InBody H20N  | 150 kg | 100 g                                 | 表示                        |
| C14 | ES-26P3      | 180 kg | 0.1 kg                                | 表示                        |
| C15 | IFS-A01(A02) | 150 kg | 100 g(0.2～150 kg)                     | 表示                        |

※不適合の疑いのある項目の欄で表示に台数の記載がないものは 3 台とも不適合の疑いのある型式。

表 11 調理用はかり不適合の疑いのある製品一覧

| No  | モデル名(型番) | ひょう量   | 目量                                                                | 不適合の疑いのある<br>項目 <sup>注)</sup> |
|-----|----------|--------|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| D1  | D-6466   | 2000 g | 1 g                                                               | 表示                            |
| D2  | HCS-KS01 | 2000 g | 0.1 g(0.3 g～200 g)<br>1 g(200 g～2000 g)                           | 表示                            |
| D3  | MS-3000  | 3000 g | 0.1 g(0.5 g～500 g)<br>0.5 g(500.5 g～1000 g)<br>1 g(1001 g～3000 g) | 表示                            |
| D4  | EC-201   | 3000 g | 1 g(3 g～750 g)<br>2 g(750 g～3000 g)                               | 表示                            |
| D5  | L-3000   | 3 kg   | 0.1 g                                                             | 表示                            |
| D6  | SK1030   | 650 g  | 0.1 g                                                             | 表示                            |
| D7  | WH-B17   | 3 kg   | 1 g                                                               | 器差(1 台)<br>表示                 |
| D10 | UH-3303  | 2000 g | 1 g                                                               | 表示                            |
| D11 | COK-S100 | 1000 g | 1 g                                                               | 表示                            |
| D14 | GRS301J  | 3000 g | 1 g                                                               | 表示                            |
| D15 | MC-427   | 2000 g | 1 g                                                               | 表示                            |

※不適合の疑いのある項目の欄で表示に台数の記載がないものは 3 台とも不適合の疑いのある型式。

## ②過去2年間の調査結果との比較

### 【一般用体重計】

これまでの調査結果との比較を表 12 に示す。令和2年度と同様に、調査対象型式を 15 型式とした。

表 12 過去 2 年間の調査結果との比較（一般用体重計）

| 調査<br>年度 | 型式数          | 性能基準不適合の疑い  |                  | 表示基準不適合の疑い   |                  |
|----------|--------------|-------------|------------------|--------------|------------------|
|          |              | 型式数         | 割合               | 型式数          | 割合               |
| R1       | 15<br>(45 台) | 2<br>(2 台)  | 13.3%<br>(4.4%)  | 11<br>(33 台) | 73.3%<br>(73.3%) |
| R2       | 15<br>(45 台) | 6<br>(11 台) | 40.0%<br>(24.4%) | 10<br>(30 台) | 66.7%<br>(66.7%) |
| R3       | 15<br>(45 台) | 3<br>(4 台)  | 20.0%<br>(8.9%)  | 12<br>(36 台) | 80.0%<br>(80.0%) |

（性能）

前年と比較して、不適合の疑いのある型式数及び台数ともに割合は僅かに減少したが、一昨年と比較すると多い。また、同一型式 3 台全てが不適合疑いの製品はなかったことから製品の構造的な問題ではなく、輸送工程や調整不足が要因と推測できる。

（表示）

過去 2 年間と比較して、不適合の疑いがある型式数及び台数ともに割合は増加した。web 販売の普及から計量法及び技術基準等の知見がない者でも販売が安易に行えていることが原因と推測できる。

### 【調理用はかり】

これまでの調査結果との比較を表 13 に示す。令和2年度と同様に、調査対象型式を 15 型式とした。

表 13 過去 2 年間の調査結果との比較（調理用はかり）

| 調査<br>年度 | 型式数          | 性能基準不適合の疑い |                  | 表示基準不適合の疑い   |                  |
|----------|--------------|------------|------------------|--------------|------------------|
|          |              | 型式数        | 割合               | 型式数          | 割合               |
| R1       | 15<br>(45 台) | 2<br>(5 台) | 13.3%<br>(11.1%) | 10<br>(30 台) | 66.7%<br>(66.7%) |
| R2       | 10<br>(30 台) | 3<br>(6 台) | 30.0%<br>(20.0%) | 6<br>(16 台)  | 60.0%<br>(53.3%) |
| R3       | 15<br>(45 台) | 1<br>(1 台) | 6.7%<br>(2.2%)   | 11<br>(33 台) | 73.3%<br>(73.3%) |

（性能）

過去 2 年間と比較して、不適合の疑いのある型式数及び台数ともに割合は大幅に減少した。

（表示）

過去 2 年間と比較して、不適合の疑いがある型式数は僅かであるが増加した。web 販売の普及から計量法及び技術基準等の知見がない者でも販売が安易に行えていることが原因と推測できる。

**【別添資料】不適合の疑いが確認された型式の詳細**

不適合の疑いが確認された内容については、この委託事業において調査時に購入した製品について確認した結果であり、一型式につき3台を無作為に購入した結果である(サンプル調査)。

## 1. 一般用体重計

No. C2

- (1)モデル名(型番) HMS323  
(2)ひょう量 135 kg  
(3)目量 100g(5 kgから 100 kg)  
200g(100 kgから 135 kg)  
(4)測定の下限值 5 kg  
(5)輸入事業者名 シチズン・システムズ株式会社  
(6)生産国 中国

### ○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容       |
|-------|--------------|
| 個装箱   | “計量精度”の表示が誤り |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示が誤り |

(参考)製品の外観





No. C4

- (1)モデル名(型番) HCS-FSG01  
(2)ひょう量 150 kg  
(3)目量 50g(2.5 kgから 100 kg)  
100g(100 kgから 150 kg)  
(4)測定の下限值 2.5 kg  
(5)輸入事業者名 エレコム株式会社  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容                   |
|-------|--------------------------|
| 製品本体  | “製造年”の表示なし               |
| 個装箱   | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り   |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示が誤り         |
| 個装箱   | “計量精度”の表示が誤り             |
| 取扱説明書 | “ひょう量及び目量”の表示が誤り         |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示が誤り             |
| 取扱説明書 | “修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし |

○不適合概要(計量法施行規則)

| 不適合条文 | 不適合の内容           |
|-------|------------------|
| 第二十二条 | “丸正マーク”の大きさが基準以下 |

(参考)製品の外観



No. C5

- (1)モデル名(型番) UC-421BLE  
(2)ひょう量 150 kg  
(3)目量 50g(10 kgから 100 kg)  
100g(100 kgから 150 kg)  
(4)測定の下限值 10 kg  
(5)輸入事業者名 株式会社エー・アンド・デイ  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容       |
|-------|--------------|
| 個装箱   | “計量精度”の表示が誤り |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示が誤り |

(参考)製品の外観



No. C7

- (1)モデル名(型番) XMTZC05HM
- (2)ひょう量 150 kg
- (3)目量 (1 台) 0.05kg (01kg から (2 台)100g(0.1 kgから 50 kg)  
100kg)  
0.1kg ( 100kg 越 え 200g(50 kgから 150 kg)  
150kg)
- (4)測定の下限值 0.1 kg
- (5)輸入事業者名 Anhui Huami Information Technology Co.,Ltd.(1 台)  
龍祥コミュニケーション株式会社(2 台)
- (6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容                          |
|-------|---------------------------------|
| 製品本体  | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り(1 台)     |
| 製品本体  | “消費者相談窓口に関する事項”の表示なし(1 台)       |
| 製品本体  | “質量以外が目安である旨”の表示なし              |
| 個装箱   | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り(1 台)     |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示なし(1 台)            |
| 個装箱   | “計量範囲の下限值”の表示なし(1 台)            |
| 個装箱   | “質量以外が目安である旨”の表示なし              |
| 個装箱   | “計量精度”の表示なし(1 台)                |
| 個装箱   | “計量精度”の表示が誤り(2 台)               |
| 個装箱   | “丸正マーク”の表示なし(1 台)               |
| 個装箱   | “丸正マーク”の大きさが基準以下(2 台)           |
| 取扱説明書 | “製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り(1 台) |
| 取扱説明書 | “ひょう量及び目量”の表示なし(1 台)            |
| 取扱説明書 | “質量以外が目安である旨”の表示なし              |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示が誤り                    |
| 取扱説明書 | “主要部の名称及び機能”の表示なし(1 台)          |

○不適合概要(計量法施行規則)

| 不適合条文 | 不適合の内容                |
|-------|-----------------------|
| 第二十二條 | “丸正マーク”の表示なし(1 台)     |
| 第二十二條 | “丸正マーク”の大きさが基準以下(2 台) |

○不適合概要(計量法)

| 不適合条文 | 不適合の内容      |
|-------|-------------|
| 第九條   | “計量単位”の表示なし |

○不適合概要(性能)

| 試験箇所<br>(kg) | 器差(kg)        | 許容差        | 器差(kg) |       | 許容差       |
|--------------|---------------|------------|--------|-------|-----------|
|              | C7-1          | (kg)       | C7-2   | C7-3  | (kg)      |
| 40           | +0.100        | $\pm 0.10$ | +0.08  | +0.02 | $\pm 0.2$ |
| 75           | <u>+0.430</u> | $\pm 0.10$ | +0.20  | +0.04 | $\pm 0.4$ |
| 115          | <u>+0.96</u>  | $\pm 0.3$  | +0.40  | +0.04 | $\pm 0.6$ |
| 150          | <u>OL</u>     | $\pm 0.3$  | +0.40  | +0.04 | $\pm 0.6$ |

(参考)製品の外観



No. C8

- (1)モデル名(型番) HBK-T102  
(2)ひょう量 150 kg  
(3)目量 100g(3 kgから 100 kg)  
200g(100 kgから 150 kg)  
(4)測定の下限值 3 kg  
(5)輸入事業者名 株式会社オーム電機  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容           |
|-------|------------------|
| 製品本体  | “ひょう量及び目量”の表示が誤り |

○不適合概要(性能)

| 試験箇所<br>(kg) | 器差(kg)       |       |       | 許容差<br>(kg) |
|--------------|--------------|-------|-------|-------------|
|              | C8-1         | C8-2  | C8-3  |             |
| 40           | +0.08        | -0.10 | -0.10 | ±0.2        |
| 75           | +0.20        | +0.10 | -0.20 | ±0.2        |
| 115          | +0.44        | +0.40 | -0.10 | ±0.6        |
| 150          | <u>+0.80</u> | +0.40 | +0.30 | ±0.6        |

(参考)製品の外観



No. C9

- (1)モデル名(型番) WBS06  
(2)ひょう量 150 kg  
(3)目量 200g(5 kgから 150 kg)  
(4)測定の下限值 SB C&S 株式会社  
(5)輸入事業者名 中国  
(6)生産国 WBS06

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容                        |
|-------|-------------------------------|
| 製品本体  | “ひょう量及び目量”の表示が誤り              |
| 製品本体  | “消費者相談窓口に関する事項”の表示なし(2 台)     |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示が誤り              |
| 個装箱   | “計量精度”の表示なし(2 台)              |
| 取扱説明書 | “ひょう量及び目量”の表示が誤り              |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示なし(2 台)              |
| 取扱説明書 | “修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし(2 台) |

(参考)製品の外観



No. C10

- (1)モデル名(型番) AG-BCM01  
 (2)ひょう量 150 kg  
 (3)目量 200g(3 kgから 150 kg)  
 (4)測定の下限值 3 kg  
 (5)輸入事業者名 株式会社アイオーフィット  
 (6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容                     |
|-------|----------------------------|
| 製品本体  | “製造番号”の表示なし                |
| 製品本体  | “製造年”の表示なし                 |
| 製品本体  | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 製品本体  | “定格電源及び／又は電池の種類及び個数”の表示が誤り |
| 製品本体  | “質量以外が目安である旨”の表示なし         |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 個装箱   | “計量精度”の表示が誤り               |
| 個装箱   | “丸正マーク”の大きさが基準以下           |
| 取扱説明書 | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示が誤り               |

○不適合概要(計量法施行規則)

| 不適合条文 | 不適合の内容           |
|-------|------------------|
| 第二十二條 | “丸正マーク”の表示なし     |
| 第二十二條 | “丸正マーク”の大きさが基準以下 |

(参考)製品の外観



No. C11

- (1)モデル名(型番) PNS  
 (2)ひょう量 150 kg  
 (3)目量 100g(5 kgから 150 kg)  
 (4) 測定の下限值 5 kg  
 (5)輸入事業者名 株式会社ビーラボ  
 (6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容                    |
|-------|---------------------------|
| 製品本体  | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り    |
| 製品本体  | “製品の名称及び型式”の表示なし          |
| 製品本体  | “製造番号”の表示なし               |
| 製品本体  | “製造年”の表示なし                |
| 製品本体  | “ひょう量及び目量”の表示が誤り          |
| 製品本体  | “消費者相談窓口に関する事項”の表示なし      |
| 製品本体  | “質量以外が目安である旨”の表示なし        |
| 個装箱   | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り    |
| 個装箱   | “製品の名称及び型式”の表示なし(1 台)     |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示なし           |
| 個装箱   | “質量以外が目安である旨”の表示なし        |
| 個装箱   | “計量精度”の表示なし               |
| 個装箱   | “丸正マーク”の表示なし              |
| 取扱説明書 | “製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示なし |
| 取扱説明書 | “製品の名称及び型式”の表示なし          |
| 取扱説明書 | “ひょう量及び目量”の表示なし           |
| 取扱説明書 | “質量以外が目安である旨”の表示なし        |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示が誤り              |
| 取扱説明書 | “主要部の名称及び機能”の表示なし         |
| 取扱説明書 | “修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし  |

○不適合概要(計量法施行規則)

| 不適合条文 | 不適合の内容       |
|-------|--------------|
| 第二十二條 | “丸正マーク”の表示なし |

(参考)製品の外観





NoC12

- (1)モデル名(型番) FB202  
(2)ひょう量 181 kg  
(3)目量 200g(4.5 kgから 181 kg)  
(4)測定の下限值 4.5 kg  
(5)輸入事業者名 株式会社美貴本  
(6)生産国 中国

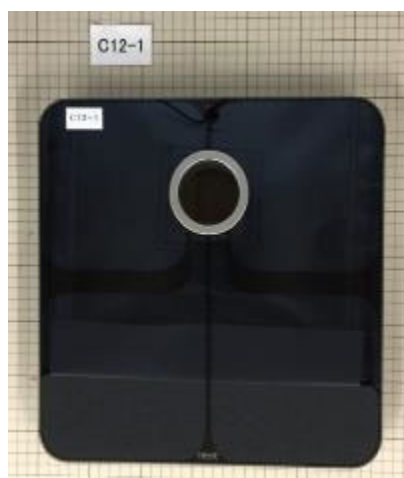
○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容           |
|-------|------------------|
| 製品本体  | “ひょう量及び目量”の表示が誤り |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示が誤り |
| 個装箱   | “計量精度”の表示が誤り     |
| 個装箱   | “丸正マーク”の大きさが基準以下 |
| 取扱説明書 | “ひょう量及び目量”の表示が誤り |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示が誤り     |

○不適合概要(計量法施行規則)

| 不適合条文 | 不適合の内容           |
|-------|------------------|
| 第二十二條 | “丸正マーク”の大きさが基準以下 |

(参考)製品の外観



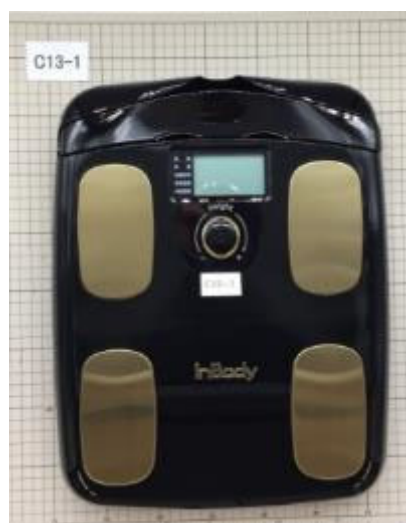
NoC13

- (1)モデル名(型番) InBody H20N  
(2)ひょう量 150 kg  
(3)目量 100g(5 kgから 150 kg)  
(4)測定の下限值 5 kg  
(5)輸入事業者名 株式会社インボディ・ジャパン  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容             |
|-------|--------------------|
| 製品本体  | “ひょう量及び目量”の表示が誤り   |
| 製品本体  | “質量以外が目安である旨”の表示なし |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示が誤り   |
| 個装箱   | “質量以外が目安である旨”の表示なし |
| 個装箱   | “計量精度”の表示が誤り       |
| 取扱説明書 | “ひょう量及び目量”の表示が誤り   |
| 取扱説明書 | “質量以外が目安である旨”の表示なし |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示が誤り       |

(参考)製品の外観



NoC14

- (1)モデル名(型番) ES-26P3  
 (2)ひょう量 180 kg  
 (3)目量 100g(0 kgから 180 kg)  
 (4)測定の下限值 0 kg  
 (5)輸入事業者名 株式会社 RENPHO JAPAN  
 (6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容                     |
|-------|----------------------------|
| 製品本体  | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り     |
| 製品本体  | “製造年”の表示なし                 |
| 製品本体  | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 製品本体  | “消費者相談窓口に関する事項”の表示なし       |
| 製品本体  | “質量以外が目安である旨”の表示なし         |
| 個装箱   | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り     |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 個装箱   | “質量以外が目安である旨”の表示なし         |
| 個装箱   | “計量精度”の表示なし                |
| 取扱説明書 | “製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り |
| 取扱説明書 | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 取扱説明書 | “質量以外が目安である旨”の表示なし         |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示なし                |
| 取扱説明書 | “主要部の名称及び機能”の表示なし          |
| 取扱説明書 | “修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし   |

○不適合概要(計量法施行規則)

| 不適合条文 | 不適合の内容           |
|-------|------------------|
| 第二十二條 | “丸正マーク”の大きさが基準以下 |

(参考)製品の外観



NoC15

- (1)モデル名(型番) IFS-A01  
 (2)ひょう量 150 kg  
 (3)目量 100g(0.2 kgから 150 kg)  
 (4)測定の下限值 0.2 kg  
 (5)輸入事業者名 株式会社 frapport  
 (6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容                     |
|-------|----------------------------|
| 製品本体  | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り     |
| 製品本体  | “製造番号”の表示なし                |
| 製品本体  | “製造年”の表示なし                 |
| 製品本体  | “質量以外が目安である旨”の表示なし         |
| 個装箱   | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示なし      |
| 個装箱   | “製品の名称及び型式”の表示なし           |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示なし            |
| 個装箱   | “計量範囲の下限值”の表示なし            |
| 個装箱   | “質量以外が目安である旨”の表示なし         |
| 個装箱   | “計量精度”の表示なし                |
| 取扱説明書 | “製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り |
| 取扱説明書 | “製品の名称及び型式”の表示なし           |
| 取扱説明書 | “ひょう量及び目量”の表示なし            |
| 取扱説明書 | “計量範囲の下限值”の表示なし            |
| 取扱説明書 | “質量以外が目安である旨”の表示なし         |
| 取扱説明書 | “主要部の名称及び機能”の表示なし          |
| 取扱説明書 | “修理及び消費者相談窓口に関する事項”の表示なし   |

○不適合概要(計量法施行規則)

| 不適合条文 | 不適合の内容           |
|-------|------------------|
| 第二十二條 | “丸正マーク”の大きさが基準以下 |

(参考)製品の外観



## 2. 調理用はかり

No. D1

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (1)モデル名(型番) | D-6466    |
| (2)ひょう量     | 2000g     |
| (3)目量       | 1g        |
| (4)測定の下限值   | 0g        |
| (5)輸入事業者名   | パール金属株式会社 |
| (6)生産国      | 中国        |

### ○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容               |
|-------|----------------------|
| 製品本体  | "ひょう量及び目量"の表示が誤り(1台) |
| 個装箱   | "ひょう量及び目量"の表示が誤り     |

### ○不適合概要(計量法施行規則)

| 不適合条文 | 不適合の内容           |
|-------|------------------|
| 第二十二條 | "丸正マーク"の大きさが基準以下 |

(参考)製品の外観



No. D2

- (1)モデル名(型番) HCS-KS01  
(2)ひょう量 2000g  
(3)目量 0.1g(0.3g から 200g)  
1g(200g から 2000g)  
(4)測定の下限值 0.3g  
(5)輸入事業者名 エレコム株式会社  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容                 |
|-------|------------------------|
| 個装箱   | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り |
| 個装箱   | “計量精度”の表示が誤り           |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示が誤り           |

○不適合概要(計量法施行規則)

| 不適合条文 | 不適合の内容           |
|-------|------------------|
| 第二十二條 | “丸正マーク”の大きさが基準以下 |

(参考)製品の外観



No. D3

- (1)モデル名(型番) MS-3000
- (2)ひょう量 3000g
- (3)目量 0.1g(0.5g から 500g)  
0.5g(500.5g から 1000g)  
1g(1001g から 3000g)
- (4)測定の下限值 0.5g
- (5)輸入事業者名 株式会社カスタム
- (6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容                     |
|-------|----------------------------|
| 製品本体  | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り     |
| 製品本体  | “製造番号”の表示なし                |
| 製品本体  | “製造年”の表示なし                 |
| 製品本体  | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 製品本体  | “計量範囲の下限值”の表示なし            |
| 製品本体  | “定格電源及び／又は電池の種類及び個数”の表示なし  |
| 製品本体  | “消費者相談窓口に関する事項”の表示なし       |
| 製品本体  | “質量以外が目安である旨”の表示なし         |
| 個装箱   | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り     |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 個装箱   | “計量範囲の下限值”の表示なし            |
| 個装箱   | “質量以外が目安である旨”の表示なし         |
| 個装箱   | “計量精度”の表示が誤り               |
| 個装箱   | “丸正マーク”の表示なし               |
| 取扱説明書 | “製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り |
| 取扱説明書 | “質量以外が目安である旨”の表示なし         |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示が誤り               |

○不適合概要(計量法施行規則)

| 不適合条文 | 不適合の内容       |
|-------|--------------|
| 第二十二条 | “丸正マーク”の表示なし |

(参考)製品の外観



No. D4

- (1)モデル名(型番) EC-201  
(2)ひょう量 3000g  
(3)目量 1g(3g から 750g)  
2g(750g から 3000g)  
(4)測定の下限值 3g  
(5)輸入事業者名 株式会社武田コーポレーション  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容           |
|-------|------------------|
| 製品本体  | “製造年”の表示なし       |
| 取扱説明書 | “製品の名称及び型式”の表示なし |

(参考)製品の外観





No. D5

- (1)モデル名(型番) L-3000  
(2)ひょう量 3000g  
(3)目量 0.1g  
(4)測定の下限值 0.5g  
(5)輸入事業者名 株式会社エイチアイエム  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容                     |
|-------|----------------------------|
| 製品本体  | “製品の名称及び型式”の表示が誤り          |
| 製品本体  | “製造番号”の表示なし                |
| 製品本体  | “製造年”の表示なし                 |
| 製品本体  | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 製品本体  | “計量範囲の下限值”の表示が誤り           |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 個装箱   | “計量精度”の表示が誤り               |
| 取扱説明書 | “製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り |
| 取扱説明書 | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 取扱説明書 | “計量範囲の下限值”の表示なし            |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示が誤り               |
| 取扱説明書 | “重力補正機能又は使用場所の注意事項”の表示なし   |

(参考)製品の外観



No. D6

- (1)モデル名(型番) SK1030  
 (2)ひょう量 650g  
 (3)目量 0.1g  
 (4)測定の下限值 0g  
 (5)輸入事業者名 ソリスジャパン株式会社  
 (6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容                     |
|-------|----------------------------|
| 製品本体  | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示なし      |
| 製品本体  | “消費者相談窓口に関する事項”の表示なし       |
| 個装箱   | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り     |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 個装箱   | “計量精度”の表示なし                |
| 個装箱   | “丸正マーク”の表示なし               |
| 取扱説明書 | “製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り |
| 取扱説明書 | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示なし                |
| 取扱説明書 | “重力補正機能又は使用場所の注意事項”の表示なし   |

○不適合概要(計量法施行規則)

| 不適合条文 | 不適合の内容       |
|-------|--------------|
| 第二十二條 | “丸正マーク”の表示なし |

○不適合概要(計量法)

| 不適合条文 | 不適合の内容         |
|-------|----------------|
| 第九條   | “非法定計量単位”の表示あり |

(参考)製品の外観



No. D7

- (1)モデル名(型番) WH-B17  
 (2)ひょう量 3 kg  
 (3)目量 0.5g  
 (4)測定の下限值 1g  
 (5)輸入事業者名 ネクストグロー株式会社  
 (6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容                                      |
|-------|---------------------------------------------|
| 製品本体  | “ひょう量及び目量”の表示が誤り                            |
| 製品本体  | “計量範囲の下限值”の表示なし                             |
| 製品本体  | “定格電源及び／又は電池の種類及び個数”の表示なし                   |
| 製品本体  | “消費者相談窓口に関する事項”の表示なし                        |
| 個装箱   | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示なし                       |
| 個装箱   | “製品の名称及び型式”の表示なし                            |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示が誤り                            |
| 個装箱   | “計量範囲の下限值”の表示なし                             |
| 個装箱   | “計量精度”の表示なし                                 |
| 個装箱   | “丸正マーク”の表示なし                                |
| 取扱説明書 | “製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り                  |
| 取扱説明書 | “ひょう量及び目量”の表示が誤り                            |
| 取扱説明書 | “計量範囲の下限值”の表示なし                             |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示なし                                 |
| 取扱説明書 | “重力補正機能又は使用場所の注意事項”の表示なし                    |
| 取扱説明書 | “使用方法、使用上の安全及び保管上の注意事項、性能及び性能維持に関する事項”の表示なし |

○不適合概要(計量法施行規則)

| 不適合条文 | 不適合の内容       |
|-------|--------------|
| 第二十二條 | “丸正マーク”の表示なし |

○不適合概要(性能:3 台)

| 試験荷重<br>(g) | 器差(g)     |       |           |       |              |       | 許容差<br>(g) |
|-------------|-----------|-------|-----------|-------|--------------|-------|------------|
|             | 識別番号:D7-1 |       | 識別番号:D7-2 |       | 識別番号:D7-3    |       |            |
|             | 行き        | 帰り    | 行き        | 帰り    | 行き           | 帰り    |            |
| 0           | 0.00      | 0.00  | 0.0       | 0.0   | 0.00         | 0.00  | ±2         |
| 750         | +0.50     | +0.70 | +1.10     | +1.10 | +1.00        | +1.00 | ±2         |
| 1500        | +1.30     | +1.30 | +1.70     | +1.60 | +1.90        | +1.90 | ±3         |
| 2250        | +1.90     | +2.00 | +2.50     | +2.30 | +2.80        | +2.60 | ±3         |
| 3000        | +2.40     |       | +3.00     |       | <u>+3.40</u> |       | ±3         |

(参考)製品の外観



No. D10

- (1)モデル名(型番) UH-3303  
(2)ひょう量 2000g  
(3)目量 1g  
(4)測定の下限值 2g  
(5)輸入事業者名 株式会社エー・アンド・デイ  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容       |
|-------|--------------|
| 個装箱   | “計量精度”の表示が誤り |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示が誤り |

(参考)製品の外観



No. D11

- (1)モデル名(型番) COK-S100  
(2)ひょう量 1000g  
(3)目量 1g  
(4)測定の下限值 2g  
(5)輸入事業者名 株式会社オーム電機  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容                     |
|-------|----------------------------|
| 製品本体  | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 個装箱   | “製造事業者名又は輸入事業者名”の表示が誤り     |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |
| 取扱説明書 | “製造事業者名又は輸入事業者名及び住所”の表示が誤り |
| 取扱説明書 | “ひょう量及び目量”の表示が誤り           |

(参考)製品の外観



No. D14

- (1)モデル名(型番)      GRS301J  
(2)ひょう量            3000g  
(3)目量                1g  
(4)測定の下限值       0g  
(5)輸入事業者名       株式会社クレセル  
(6)生産国              中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容           |
|-------|------------------|
| 製品本体  | “ひょう量及び目量”の表示が誤り |
| 個装箱   | “ひょう量及び目量”の表示が誤り |
| 個装箱   | “丸正マーク”の大きさが基準以下 |

○不適合概要(計量法施行規則)

| 不適合条文 | 不適合の内容           |
|-------|------------------|
| 第二十二条 | “丸正マーク”の大きさが基準以下 |

(参考)製品の外観



No. D15

- (1)モデル名(型番) MC-427  
(2)ひょう量 2000g  
(3)目量 1g  
(4)測定の下限值 0g  
(5)輸入事業者名 株式会社タマハシ  
(6)生産国 中国

○不適合概要(表示)

| 不適合箇所 | 不適合の内容       |
|-------|--------------|
| 個装箱   | “計量精度”の表示が誤り |
| 取扱説明書 | “計量精度”の表示が誤り |

○不適合概要(計量法施行規則)

| 不適合条文 | 不適合の内容           |
|-------|------------------|
| 第二十二條 | “丸正マーク”の表示なし(1台) |

(参考)製品の外観





## 【参考】適用した技術基準及び試験・検査方法

今回の調査に適用した技術基準である関係省令等（省令に引用されている該当JISを含む。）は次のとおり。

### 1. 特定計量器検定検査規則

（抵抗体温計・アネロイド型血圧計共通）

#### ①指定省令への適合状況

技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令（平成 5 年通商産業省令第 77 号）第 8 条の基準適合証印等次の技術基準への適合状況を製品の目視によって確認した。

（表示）

第 8 条 基準適合証印は、次に掲げる形状により、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印により付するものとし、容易に識別できる大きさとする。この場合において基準適合証印には、法第十六条第一項第二号口の指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。



- 2 基準適合証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい本体の部分に付さなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が適切でないと国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が認める場合にあっては、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

#### ②検則の特定計量器に係る表示基準への適合状況

検則第 7 及び第 8 条への適合状況について製品を目視によって確認した。

（表記等）

- 第 7 条 特定計量器の表記及び目盛標識（以下「表記等」という。）は、容易に消滅するもの、不鮮明なもの又は誤認のおそれがあるものであってはならない。
- 2 特定計量器の表記等には、誤記があってはならない。
  - 3 特定計量器には、その見やすい箇所に、次の事項が表記されていなければならない。
    - 一 当該特定計量器の製造事業者名、当該製造事業者の登録商標（商標法（昭和 34 年法律第 127 号）第 2 条第 5 項の登録商標をいう。）又は様式第 6 により経済産業大臣に届け出た記号
    - 二 当該特定計量器の製造年
    - 三 製造番号
  - 4 前項第 2 号の事項の表記にあっては、型式承認表示を付した年をもってこれに代えることができる。
  - 5（略）
  - 6 特定計量器の表示機構には、その計量値の計量単位又はその記号が表記されていなければならない。

（計量単位）

第 8 条 特定計量器には、法定計量単位並びに計量単位規則（平成 4 年通商産業省令第 80 号。以下「単位規則」という。）第 1 条 に規定する計量単位（以下「法定計量単位等」という。）以外の計量単位による表記等があってはならない。

- 2 特定計量器に表記されている法定計量単位等の記号は、単位規則第 2 条 に定めるものを標準とするものでなければならない。

## 2. アネロイド型血圧計

### (1) 性能

#### ① 検定公差

検則第 564 条(検定公差)に規定されている日本工業規格 JIS T1115(2018)非観血式電子血圧計 附属書 JA(規定)計量法における電気式アネロイド型血圧計の要求事項(以下「JIS T1115 附属書 JA」という。)の JA.3 検定公差における適合状況を確認した。アネロイド型血圧計の検定公差及び使用公差は(参考 1—表 1)のとおりである。

(参考 1—表 1) 血圧計の検定公差及び使用公差

|     | 検定公差                                | 使用公差   |
|-----|-------------------------------------|--------|
| 許容差 | 150mmHg 以下:±3mmHg<br>150mmHg 超:2%以下 | ±6mmHg |

#### ② 試験・検査方法

検則第 573 条(JIS T1115 附属書 JA 5.1 器差)に基づき、実施した。具体的試験方法は次のとおり。なお、使用公差を確認する試験方法は、検則第 577 条に規定されているが、検定公差と同じ試験方法である。

##### JA.5.1 器差

- カフを剛性容器等に置き換える。圧力基準器をチューブホース等を用いて、空気圧系回路に接続する。
- 試験は、計量範囲を 50mmHg(7kPa)以下の圧力間隔ごとに加圧・減圧時に行う。
- 試験は 2 回行い、加圧・減圧時各々の器差の 2 回の平均値によって判定する。
- 試験結果は、器差で表す。

使用した試験機器

| 名称                            | 型番     | メーカー     |
|-------------------------------|--------|----------|
| 圧力標準器 <sup>注</sup><br>(圧力基準器) | MT210F | 横河電機株式会社 |
| 圧力発生装置                        | MC100  | 横河電機株式会社 |
| サージタンク<br>(剛性容器)              | 500 mL | —        |
|                               | 100 mL | —        |

注)JIS では、圧力基準器となっているが、型式承認試験で使用している圧力標準器を使用。

### (2) 表示

#### (電気式アネロイド型血圧計の表記)

検則第 550 条(JIS T1115 附属書 JA)

##### JA.7 表示

##### JA.7.1 一体形

見やすい箇所に次の表示をしなければならない。

- 製造事業者名、登録商標又は経済産業大臣に届け出た記号
- 製造年
- 製造番号
- 定格電圧及び電源の種類
- 計量範囲及び目量

##### JA.7.2 分離できる血圧計

見やすい箇所に JA.7.1 によるほか、次による。

a) JA.4.4.4 a) は組合せ番号の表示

b) JA.4.4.4 b) は同一の型式に属するものであることを示す表示

### 3. 抵抗体温計

#### (1) 性能

##### ① 検定公差

検則第 255 条(検定公差)に規定されている日本産業規格 JIS T1140(2014)抵抗体温計 附属書 JA(規定)計量法による抵抗体温計(以下「JIS T1140 附属書 JA」という。)の JA.3. 検定公差における適合状況を確認した。血圧計の検定公差及び使用公差は(参考 1—表 1)のとおりである。

表 JA.3—検定公差

| 単位 °C                                                    |              |         |
|----------------------------------------------------------|--------------|---------|
| 用途                                                       | 温度範囲         | 検定公差 a) |
| 一般用                                                      | 30～43        | ±0.1    |
| 婦人用                                                      | 30～35 未満     | ±0.1    |
|                                                          | 35～38        | ±0.05   |
|                                                          | 38 超～43      | ±0.1    |
| 広範囲用                                                     | 低体温 20～30 未満 | ±0.4    |
|                                                          | 30～43        | ±0.1    |
|                                                          | 高体温 43 超～45  | ±0.2    |
| 注 a) 測温部分離形の場合は、体温表示部(本体)と測温部とを組み合わせた場合で検定公差以内でなければならない。 |              |         |

##### ② 試験・検査方法

検則第 272 条(JIS T1140 附属書 JB.3 器差検定の方法)に基づき、実施した。具体的試験方法は次のとおり。なお、使用公差を確認する試験方法は、検則第 284 条の 2 に規定されているが、器差検定の方法と同じ試験方法である。

#### JB.3.1 器差検定の条件

- a) 検定環境 室温 18 °C～28 °C, 相対湿度が 30 %～70 %の範囲で検定を行う。
- b) 一般用及び婦人用の器差検定を行う温度測定点 一般用及び婦人用の温度測定点は、次による。
- 1) 測温範囲の最高温度
  - 2) 測温範囲の最低温度
  - 3) 37 °C付近又は 1)～2) の温度範囲の任意の一点以上
- なお、1) 及び／又は 2) の温度測定点についての器差検定が困難な場合は、できるだけそれに近い温度測定点について行う。
- c) 広範囲用の器差検定を行う温度測定点 広範囲用の温度測定点は、次による。ただし、20 °C～30 °Cの測温範囲又は 43 °C～45 °Cの測温範囲がない体温計は、次の 2) 又は 4) を除く。
- 1) 測温範囲の最高温度
  - 2) 43 °C付近
  - 3) 37 °C付近又は 30 °C～43 °Cの任意の一点以上
  - 4) 30 °C付近
  - 5) 測温範囲の最低温度

なお、1) 及び／又は 5) の温度測定点についての温度指示特性試験が困難な場合は、できるだけそれに近い温度測定点について行う。

- d) 基準器 計量法第 103 条第 1 項の規定によって基準器検査に合格し、かつ有効期間内にあ  
る 0.1 °C 以下の目量を有する基準ガラス製温度計。
- e) 検査槽 水温槽を使用するときは、基準ガラス製温度計及び検定を行う体温計の温度を感じ  
る速さに応じて、水温槽の温度が検定に必要な一定の温度に保持できる状態又は極めて緩  
やかに上昇する状態で、かつ、水温槽内部の温度が常に均一になるように液体をかくはんし  
ながら行う。

**注記** 水温槽は、JIS B 7411-1 の 8.1.2 に規定する $\pm 0.02$  °C 以内の温度分布の性能をもつこと  
が望ましい。

### JB.3.2 器差検定の方法

器差検定の方法は、次による。

- a) 検定は、体温計と基準ガラス製温度計との示度を比較することによって行い、体温計の示度  
から基準ガラス製温度計の示度を減じて器差を求める。
- b) 検定は、体温計の測温部を測温部の保護管の外径の 20 倍の長さ又は 5 cm のいずれか短  
い方の深さまで水温槽に沈めるか、体温計を水温槽に沈め表示が十分に安定した後行う。
- c) 検定で使用する基準ガラス製温度計の目盛線は、目盛面に視線が垂直になる位置に置いて、  
その正面から示度を視定する。
- d) 検定すべき温度を基準ガラス製温度計の表す目盛線まで同一の温度とした状態で行う。ただ  
し、水温槽の構造その他のやむを得ない事由があるため、目盛線まで同一の温度とすること  
ができないときは、JB.3.3 による補正値を加える。
- e) 示度の視定は、体温計を水温槽から取り出した後、速やかに行う。

### JB.3.3 検定温度の補正

温度の補正値は、次の式によって算出する。

$$C = n(T - t)K$$

ここに  $C$ : 補正値(°C)

$n$ : 露出部(検定を行う目盛線とそれに対応する温度に保った箇  
所との間の部分をいう。)の長さをその目盛面における 1 °C  
に相当する長さで除した値

$T$ : 水温槽の温度(°C)

$t$ : 露出部の平均温度(°C)

$K$ : ガラスに対する感温液の見掛けの膨張係数(水銀温度計を  
用いるので  $K = 1/6300$  とする。)

## (2) 表示

### (抵抗体温計の表記)

検則第 215 条(JIS T1140 附属書 JA)

### JA.7.1 体温表示部(本体)の表示

体温表示部は、見やすい箇所に次の表示をしなければならない。

- a) “体温計”とする。
- b) 予測機能付きは、“予測式”とする。

- c) 婦人用は, “婦人用”とする。
- d) 広範囲用は, “広範囲用”とする。
- e) 測温部が分離できる体温計は, 合番号
- f) 製造事業者名, 製造事業者の登録商標又は経済産業大臣に届け出た記号
- g) 製造番号
- h) 製造年
- i) 温度単位の記号“°C”

### JA.7.2 測温部の表示

測温部が分離できる体温計は, 見やすい箇所に次の表示をしなければならない。

- a) 体温表示部(本体)との合番号
- b) 製造事業者名, 製造事業者の登録商標又は経済産業大臣に届け出た記号

## 3. 家庭用特定計量器

### (1)性能

#### ①器差

計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。)第20条に規定されている日本産業規格 JIS B7613(2015)家庭用はかり—一般用体重計, 乳幼児用体重計及び調理用はかり(以下「JIS B7613」という。)の 4.2 計量精度における表 1 への適合状況を確認した。今回対象となっている計量器の許容差は(参考—表 2)のとおり。

(参考—表 2) 計量制度

#### 一般用体重計の精度

| 計量範囲 | ひょう量の 50%以下の場合 | ひょう量の 50%を超える場合 |
|------|----------------|-----------------|
| 許容差  | ±2 目量          | ±3 目量           |

#### 調理用はかりの精度

| 計量範囲 | ひょう量の 25%以下の場合 | ひょう量の 25%を超える場合 |
|------|----------------|-----------------|
| 許容差  | ±2 目量          | ±3 目量           |

#### ②零復帰度

零復帰度を有するはかり(今回の調査では調理用はかり)は、施行規則第 20 条(JIS B7613 4.3 零復帰度)への適合状況を確認した。調理用はかりの基準は次のとおり。

・荷重前後の零点の差が±2 目量を超えてはならない。

#### ① 試験・検査方法

施行規則第 20 条(JIS B7613 7.2.1 誤差試験)に基づき(参考—表 2)への適合性を確認した。確認した方法は次のとおり。なお、試験・検査の試験条件は、JIS B7613 の 7.1 試験条件に従って実施した。試験に使用した分銅は(参考—表 3)のとおり。

### 7.1 試験条件

#### 7.1.1 標準状態

試験環境の標準状態は, 次による。

- a) 温度 23±5 °C
- b) 相対湿度 (50±20) %

ただし, 相対湿度は, 作動に電源を必要とするはかりに限って適用する。

#### 7.1.2 試験器具

各性能におけるはかりの器差を算出するための測定に用いる器具は、次による。

- a) 分銅 分銅は、器差又は不確かさが表 2 の値の 1/3 を超えないものでなければならない。  
**注記** 分銅は、国家標準など SI 単位を実現している標準へのトレーサビリティを確保していることが望ましい。
- b) 測定台 はかりを置く測定台は、水平からの傾きが 0.5 度以下の定盤又は堅ろうな台とする。

(参考—表 3)試験に使用した分銅

| 計量器    | 質量    | 材質及び形状    |
|--------|-------|-----------|
| 一般体重計  | 40 kg | ステンレス製円柱型 |
|        | 35 kg | ステンレス製円柱型 |
|        | 20 kg | ステンレス製枕型  |
|        | 10 kg | ステンレス製枕型  |
|        | 5 kg  | ステンレス製枕型  |
|        | 1 kg  | ステンレス製枕型  |
| 調理用はかり | 500 g | ステンレス製円盤型 |
|        | 200 g | ステンレス製円盤型 |
|        | 100 g | ステンレス製円盤型 |
|        | 50 g  | ステンレス製円盤型 |
|        | 10 g  | ステンレス製円盤型 |

日本品質保証機構が保管する国家標準にトレーサブルな参照標準分銅によって F2 クラスおよび M2(調理用はかり)と同等に調整し、校正を行った分銅である。

### 7.1.3 荷重の負荷方法

分銅を用いて荷重を負荷するときは、次による。

- a) 一般用体重計は、載せ台部の中心に負荷する。ただし、補助板を使用して負荷する場合は、通常の体重測定において荷重が負荷される位置に、補助板を載せ台部の縁、表示装置などに掛からないように置き、その上に均等に負荷する。
- b) 乳幼児用体重計及び調理用はかりは、載せ台部の中心に負荷する。

### 7.2.1 誤差試験

誤差試験は、はかりを標準状態に 2 時間以上保持した後に、7.1.4 によって行う。

### 7.1.4 器差の測定及び方法

器差の測定及び方法は、次による。

- a) はかりを測定台に置き、水平を確保する。
- b) ひょう量に相当する荷重を 3 回繰り返し負荷する。
- c) 載せ台部を 2～3 回軽く押した後、指示又は表示を零点に設定する(零点指示又は表示がないものを除く。)
- d) 一般用体重計及び乳幼児用体重計は、ひょう量の約 25 %、約 50 %、約 75 %及びひょう量付近の 4 点の荷重をひょう量付近まで順次負荷し、各荷重において安定した状態で計量値を読み取る。ただし、表示固定機能のあるはかりは、4 点の荷重をそれぞれ負荷してもよい。
- e) 調理用はかりは、ひょう量の約 25 %、約 50 %、約 75 %及びひょう量付近の 4 点の荷重をひょう量付近まで順次負荷し、その後、順次負荷を減じて、各質量において安定した状態で計量値を読み取る。ただし、表示固定機能のあるはかりは、4 点の荷重をそれぞれ負荷してもよい。
- f) 手動操作で目量の切替えができるはかりは、まず、最大ひょう量及び最大目量において d) 又は e) を実施する。その後、それ以外の小さい目量において d) 又は e) を実施することが望ましいが、少なくともひょう量付近は実施する(目安の目量は、除く。)
- g) c)、d) 及び f)、又は c)、e) 及び f) を 5 回繰り返し、それぞれの計量値の平均値を計量値とし、器差を求める。器差を求めるときに必要な真の値は、分銅又は校正証明書に表記される質量とする。なお、器差(E)は、次の式によって算出する。

$$E=I-Q$$

ここに, I: 5 回の計量値の平均値 Q: 真の値

### 7.2.2 零復帰度試験

零復帰度試験は, 載せ台部に荷重を負荷していない状態の計量値と, その後, ひょう量に相当する荷重を負荷し, 直ちに載せ台部から全ての荷重を取り除いた状態の計量値との変化を調べる。ただし, 零点を表示しないばかりは, この試験を省略することができる。

## (2) 表示

### ①丸正マーク等表示の方法の基準への適合状況

施行規則第 22 条(表示の方法)の丸正マーク等次の技術基準への適合状況を製品の目視等によって確認した。

#### (表示の方法)

第 22 条 法第 54 条第 1 項の表示は, 次の各号に定めるところにより, 付さなければならない。

- 一 表示の方法は, 刻印、印刷又ははり付けによるものとする。
- 二 表示の形状は, 次のとおりとする。



- 三 表示の大きさは, 直径 8 ミリメートル以上とする。
- 四 表示を付す家庭用特定計量器の部分は, 家庭用特定計量器の見やすい箇所とする。

### ②施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書の表示基準への適合状況

施行規則第 20 条(JIS B7613 10. 表示)の全項目の適合状況を製品の目視によって確認した。表示の技術基準は次のとおり。

## 10 表示

### 10.1 製品の表示

見やすい箇所に誤字及び脱字がなく, また, 容易に消えない方法で, 次の事項を表示しなければならない。なお, 分離形の場合は, 載せ台部に表示する。ただし, 載せ台部に加えて載せ台部以外の部分に表示してもよい。

- a) 国内で製造されている場合は, 製造事業者名又はその略号。海外で製造されている場合は, そのほかりを輸入した輸入事業者名又はその略号。  
なお, 販売事業者名は表示してもよいが, 製造事業者名又はその略号及び輸入事業者名又はその略号と識別ができなければならない。
- b) 製品の名称及び型式。ただし, 製品の形状からはかりの種類が明らかに分かる場合は, 製品の名称の表示を省略することができる。
- c) 製造番号(器物番号を含む。ロット番号でもよい。)
- d) 製造年  
なお, c) の最初の 1 桁目又は 2 桁目を西暦の下 1 桁又は 2 桁としてもよい。この場合, 取扱説明書に製造年の表示ルールを表示しなければならない。
- e) 計量範囲及び目量。計量範囲の下限值が 0 の場合, 計量範囲は, ひょう量(最大計量)のみ表示してもよい。また, 目量は, 最小表示と表示してもよい。ひょう量及び計量の下限値を明らかにするとともに, 計量範囲によって目量が異なる場合は, 計量範囲ごとの目量を明らかにする。
- f) 最大風袋引き量(ひょう量と異なる場合)。ただし, プリセット風袋引き装置の場合は除く。
- g) 作動に電源を必要とするばかりは, 次のいずれかの表示
  - 電池の種類及び個数(電池を使用する場合)
  - 定格電圧(AC アダプタを使用する場合)
  - 電池の種類及び個数並びに定格電圧(電池及び AC アダプタを使用する場合)

- h) 分離形であって、表示装置を特定する必要がある場合は、表示装置の器物番号若しくは型式又は表示装置を特定する記号
- j) 消費者相談窓口に関する事項は、窓口の連絡先(少なくとも電話番号を表示する。)
- k) 質量の計量単位以外の計量単位を表示する場合は、その計量単位は目安(計算、推計などを含む。)である旨を表記する。
- l) 手動操作で目量の切替えができるはかりであって、それらの目量のうち目安表示がある場合は、目安である旨

## 10.2 個装箱の表示

1 台ごとの個装箱には、10.1 a), b), e) 及び k) によるほか、次の事項を表示する。

- a) 計量範囲に応じて 4.2 の計量精度を表示する。
- b) 見やすい箇所に計量法施行規則第 22 条第 2 号の表示
- c) 分離形であって、載せ台部以外の装置、はかりの作動に必要なソフトウェアなどを個装箱に同包しない場合は、はかりとして使用する場合に必要な附属装置、ソフトウェアなどを同包しない旨

## 10.3 取扱説明書の表示

取扱説明書には、見やすい文字、かつ、分かりやすい表現を使用して、次の事項を表示する。

- a) 10.1 a) の表示及びそれらの住所
- b) 製品の名称及び型式
- c) 10.1 e), k), l) 及び 10.2 a) の表示
- d) 主要部の名称及び機能
- e) 附属品<sup>1)</sup>がある場合は、その名称及び数量。  
注<sup>1)</sup>分離形の場合は、家庭用はかりとして使用する場合に必要な附属装置及び／又は家庭用はかりの作動に必要なソフトウェア。
- f) 6.5 において使用場所の注意事項が必要な場合は、その旨
- g) 使用方法<sup>4)</sup>、使用上の安全注意事項、保管上の注意事項、性能維持に関する事項  
注<sup>4)</sup> 取引又は証明に使用できないことなどの使用上の注意を含む。
- h) 窓口の連絡先(住所及び電話番号)を表示する。また、メールアドレス又はホームページの URL を表示するのが望ましい。

### <抵抗体温計、一般体重計、調理用はかり>

#### 【性能試験実施場所】

一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター  
〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-4-4

### <アネロイド型血圧計>

#### 【性能試験実施場所】

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計量標準普及センター  
〒305-8560 茨城県つくば市梅園 1-1-1 中央第 3